令和7年4月1日

訪問看護医療DX情報活用加算に係る掲示について

当ステーションは、地方厚生局長に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が、健康保険法第3条第13項の規定による電子資格確認により、利用者の診療情報を取得・活用して指定訪問看護の実勢に関する計画的な管理を行います。

これにより訪問看護ＤＸ情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

訪問看護医療ＤＸ加算5点（50円）/月

これに関する施設基準は以下の通りです。

１．訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（令和4年厚生省令第5号）第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っている

２．健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制を整えている

３．居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムの活用により、看護師等が利用者の診療情報等を取得及び活用できる体制を有している

４．医療ＤＸ推進の体制に関する事項予備及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示している

１）看護師等が居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して訪問看護・指導を実施している

２）マイナ保険証の利用を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる

５．上記の掲示事項についてウェブサイトに掲載している

【個人情報の取扱いについて】

個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等の関係法令を遵守し、個人情報保護方針に基づいた適切な管理を行い、利用者への看護サービスの提供以外の目的には使用いたしません。

【資格確認の提供について】

資格情報の提供はご利用される利用者及び代理人の同意に基づいて行われます。

同意なしにオンライン資格確認を行うことはありません。